

令和3年第1回箕面市議会定例会議案

| | | | |
|--------|---|----|----|
| 第1号議案 | 令和3年度箕面市一般会計予算 | } | 別冊 |
| 第2号議案 | 令和3年度箕面市特別会計財産区事業費予算 | | |
| 第3号議案 | 令和3年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算 | | |
| 第4号議案 | 令和3年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算 | | |
| 第5号議案 | 令和3年度箕面市特別会計介護保険事業費予算 | | |
| 第6号議案 | 令和3年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算 | | |
| 第7号議案 | 令和3年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算 | | |
| 第8号議案 | 令和3年度箕面市病院事業会計予算 | | |
| 第9号議案 | 令和3年度箕面市水道事業会計予算 | | |
| 第10号議案 | 令和3年度箕面市公共下水道事業会計予算 | | |
| 第11号議案 | 令和3年度箕面市競艇事業会計予算 | | |
| 報告第1号 | 専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）…………… | 4 | |
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求める件（令和2年度箕面市一般会計補正予算 （第17号））…………… | 7 | |
| 第12号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立箕面船場駐車場）…………… | 15 | |
| 第13号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立箕面船場第一駐輪場）…………… | 16 | |

| | | |
|-----------|---|----|
| 第 1 4 号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立文化芸能劇場） | 17 |
| 第 1 5 号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立船場図書館） | 18 |
| 第 1 6 号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立船場生涯学習センター） | 19 |
| 第 1 7 号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立船場広場） | 20 |
| 第 1 8 号議案 | 指定管理者の指定の一部変更の件（箕面市立総合運動場） | 21 |
| 第 1 9 号議案 | 市道路線の認定及び廃止の件 | 22 |
| 第 2 0 号議案 | 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を 改正する条例等改正の件 | 26 |
| 第 2 1 号議案 | 箕面市教育センター条例改正の件 | 28 |
| 第 2 2 号議案 | 箕面市子ども・子育て支援条例改正の件 | 29 |
| 第 2 3 号議案 | 箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例等改正の件 | 32 |
| 第 2 4 号議案 | 箕面市証明その他の手数料条例改正の件 | 34 |
| 第 2 5 号議案 | 箕面市国民健康保険条例改正の件 | 37 |
| 第 2 6 号議案 | 箕面市まちづくり推進条例改正の件 | 40 |
| 第 2 7 号議案 | 箕面市立船場広場条例改正の件 | 41 |
| 第 2 8 号議案 | 箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件 | 43 |

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和2年12月18日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年9月18日 午後4時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市彩都粟生南一丁目500番地先 市道山麓線歩道上
- (3) 相手方 茨木市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道山麓線歩道を通行していたところ、沈下した歩道とマンホールとの段差によって転倒し、顔面を打撲するとともに、眼鏡を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、81,760円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和2年12月18日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和2年12月28日専決）

- (1) 事故発生日時 令和2年11月11日 午後8時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市船場東三丁目12番6地先 市道船場東5号線路上
- (3) 相手方 豊中市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が市道船場東5号線を走行していたところ、路面に生じていた凹みに右前後輪が落ち、同車両のフロントバンパー等を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、500,374円とし、市は、相手方に250,187円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和2年12月28日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年1月22日専決）

- (1) 事故発生日時 令和2年12月1日 午後6時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜井三丁目7番内の住宅敷地内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（箕面市立第三中学校 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において、発進し、右折しようとしたところ、同車両の右フロントドア等が相手方の所有する花壇に接触し、破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、96,800円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 令和3年1月22日

4 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和3年1月27日専決）

(1) 事故発生日時 令和2年9月26日 午前10時頃

(2) 事故発生場所 箕面市外院三丁目73番306 市有林敷地内

(3) 相手方 大阪市在住の個人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が、外院の森入口の進入防止用バリカー（車止めポール）が下げられた上を通過しようとしたところ、当該バリカーが同車両の車体下に当たってガソリントタンク等を破損させたものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、243,607円とし、市は、相手方に219,246円を支払う。

(6) 和解年月日 令和3年1月27日

報告第2号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和3年1月6日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月19日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和2年度箕面市一般会計補正予算（第17号）（別紙）

（理由）

新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況に鑑み、高齢者及び医療従事関係者に対してワクチンの接種を実施するため、令和2年度箕面市一般会計予算を緊急に補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

令和2年度箕面市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度箕面市の一般会計の補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,699千円を追加し、歳入歳出それぞれ83,378,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月6日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|-------------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15 国 庫 支 出 金 | | 29,951,836 | 60,699 | 30,012,535 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 14,820,708 | 60,699 | 14,881,407 |
| 歳 入 合 計 | | 83,317,576 | 60,699 | 83,378,275 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------------|------------|--------|------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 4 衛 生 費 | | 6,047,888 | 60,699 | 6,108,587 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 1,292,559 | 60,699 | 1,353,258 |
| 歳 出 合 計 | | 83,317,576 | 60,699 | 83,378,275 |

令和 2 年度
(2020 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 17 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------------------|------------|--------|------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市 税 | 23,701,000 | 0 | 23,701,000 |
| 2 地 方 賦 与 税 | 257,000 | 0 | 257,000 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 37,000 | 0 | 37,000 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 150,000 | 0 | 150,000 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 110,000 | 0 | 110,000 |
| 6 法 人 事 業 税 交 付 金 | 80,000 | 0 | 80,000 |
| 7 地 方 消 費 税 交 付 金 | 2,753,000 | 0 | 2,753,000 |
| 8 環 境 性 能 割 交 付 金 | 80,000 | 0 | 80,000 |
| 9 ゴルフ場利用税交付金 | 2,000 | 0 | 2,000 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | 176,161 | 0 | 176,161 |
| 11 地 方 交 付 税 | 900,000 | 0 | 900,000 |
| 12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 20,000 | 0 | 20,000 |
| 13 分 担 金 及 び 負 担 金 | 1,068,217 | 0 | 1,068,217 |
| 14 使 用 料 及 び 手 数 料 | 633,800 | 0 | 633,800 |
| 15 国 庫 支 出 金 | 29,951,836 | 60,699 | 30,012,535 |
| 16 府 支 出 金 | 4,923,228 | 0 | 4,923,228 |
| 17 財 産 収 入 | 166,806 | 0 | 166,806 |
| 18 寄 附 金 | 23,290 | 0 | 23,290 |
| 19 繰 入 金 | 3,673,141 | 0 | 3,673,141 |
| 20 繰 越 金 | 444,439 | 0 | 444,439 |
| 21 諸 収 入 | 2,930,658 | 0 | 2,930,658 |
| 22 市 債 | 11,236,000 | 0 | 11,236,000 |
| 歳 入 合 計 | 83,317,576 | 60,699 | 83,378,275 |

歳出

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|------------|--------|------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 議会費 | 421,459 | 0 | 421,459 |
| 2 総務費 | 20,541,401 | 0 | 20,541,401 |
| 3 民生費 | 24,143,187 | 0 | 24,143,187 |
| 4 衛生費 | 6,047,888 | 60,699 | 6,108,587 |
| 5 労働費 | 64,690 | 0 | 64,690 |
| 6 農林水産業費 | 169,577 | 0 | 169,577 |
| 7 商工費 | 1,487,602 | 0 | 1,487,602 |
| 8 土木費 | 17,589,885 | 0 | 17,589,885 |
| 9 消防費 | 1,663,015 | 0 | 1,663,015 |
| 10 教育費 | 7,268,971 | 0 | 7,268,971 |
| 11 災害復旧費 | 89,500 | 0 | 89,500 |
| 12 公債費 | 2,797,468 | 0 | 2,797,468 |
| 13 諸支出金 | 981,670 | 0 | 981,670 |
| 14 予備費 | 51,263 | 0 | 51,263 |
| 歳出合計 | 83,317,576 | 60,699 | 83,378,275 |

| 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----|-----|------|
| 特定財源 | | | 一般財源 |
| 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 60,699 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |
| 60,699 | 0 | 0 | 0 |

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 科 目 | | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|-------------------|------------|--------|------------|
| 款 項 | 目 | | | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 15 | 国 庫 支 出 金 | 29,951,836 | 60,699 | 30,012,535 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 14,820,708 | 60,699 | 14,881,407 |
| | 3 衛 生 費 国 庫 補 助 金 | 14,536 | 60,699 | 75,235 |

| 節 | | 金 額 | 説 明 |
|-----|-----------------|--------|--|
| 区 分 | 金 額 | | |
| | | 千円 | 千円 |
| 1 | 保 健 衛 生 費 補 助 金 | 60,699 | 4 感染症対策事業費補助金 補正後 72,678,000円－補正前 11,979,000円 |
| | | | 60,699 |

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出
 (款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

| 科 目 | | 補正前の額 千円 | 補 正 額 千円 | 計 千円 | 補正額の財源内訳 千円 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-----------|----------------|
| 款 項 | 目 | | | | |
| 4 | 衛 生 費 | 6,047,888 | 60,699 | 6,108,587 | 国庫支出金 60,699 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 1,292,559 | 60,699 | 1,353,258 | 国庫支出金 60,699 |
| | 2 予 防 費 | 844,058 | 60,699 | 904,757 | 国庫支出金 60,699 |

| 節 | | 区 分 | 金 額 千円 | 説 明 |
|----|-------|-------|-----------|---------------------------------|
| 10 | 11 | | | |
| 10 | 需 用 費 | 1,114 | 53 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業【地域保健室】 60,699 |
| | | | 10 | 需 用 費 1,114 |
| | | | 1 | 消 耗 品 費 682 |
| | | | 4 | 印 刷 製 本 費 432 |
| | | | | 予防疫種予診票 432 |
| | 11 | 役 務 費 | 2,718 | 11 役 務 費 2,718 |
| | | | 1 | 通 信 運 送 費 2,632 |
| | | | 3 | 手 数 料 86 |
| | 12 | 委 託 料 | 56,867 | 12 委 託 料 56,867 |
| | | | 1 | 委 託 料 56,867 |
| | | | | 予防疫種委託他 56,867 |

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

第 1 2 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 3 0 年 3 月 2 3 日議決を経た「第 3 0 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立船場駐車場」を「1 公の施設の名称 箕面市立箕面船場駐車場」に、「3 指定の期間 平成 3 3 年 4 月 1 日から平成 4 8 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立箕面船場駐車場の指定管理者の指定について、その公の施設の名称及び指定の期間を変更するため、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 13 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

令和元年12月18日議決を経た「第88号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和3年2月19日提出

箕面市長 上 島 一 彦

| |
|----------------------------|
| 指定の期間 |
| 令和3年4月1日から 令和18年3月31日まで |

 を

| |
|----------------------------|
| 指定の期間 |
| 令和3年5月1日から 令和18年3月31日まで |

 に改める。

(提案理由)

箕面市立箕面船場第一駐輪場の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 3 0 年 3 月 2 3 日議決を経た「第 3 1 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立新文化ホール」を「1 公の施設の名称 箕面市立文化芸術劇場」に、「3 指定の期間 平成 3 3 年 4 月 1 日から平成 4 8 年 3 月 3 1 日まで」を「3 指定の期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立文化芸術劇場の指定管理者の指定について、その公の施設の名称及び指定の期間を変更するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 15 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 30 年 12 月 20 日議決を経た「第 101 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立船場図書館」を「1 公の施設の名称 箕面市立船場図書館」に、「3 指定の期間 平成 33 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「3 指定の期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立船場図書館の指定管理者の指定について、その公の施設の名称及び指定の期間を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 16 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 30 年 12 月 20 日議決を経た「第 102 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立船場生涯学習センター」を「1 公の施設の名称 箕面市立船場生涯学習センター」に、「3 指定の期間 平成 33 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで」を「3 指定の期間 令和 3 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立船場生涯学習センターの指定管理者の指定について、その公の施設の名称及び指定の期間を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 17 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

令和元年12月18日議決を経た「第89号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和3年2月19日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 令和3年4月1日から令和18年3月31日まで」を「3 指定の期間 令和3年5月1日から令和18年3月31日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立船場広場の指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案するものである。

第 18 号議案

指定管理者の指定の一部変更の件

平成 22 年 12 月 20 日議決を経た「第 105 号議案 指定管理者の指定の件」の一部を次のように改める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

「3 指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「3 指定の期間 平成 23 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改める。

(提案理由)

箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定について、その指定の期間を 1 年間延長するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 19 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道桜井停車場 2 号線ほか 16 路線の認定及び市道桜井停車場 2 号線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

| 路線番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 重要な経過地 |
|-------|--------------|---------------|--------------|--------|
| 13760 | 桜井停車場2号線 | 桜井二丁目340番1 | 桜井二丁目487番1 | |
| 13803 | 西新稲住宅15号線 | 新稲七丁目583番32 | 新稲七丁目579番23 | |
| 13804 | 元町11号線 | 新稲五丁目817番9 | 新稲五丁目817番11 | |
| 13805 | 牧落西小路西線支線2号線 | 西小路四丁目355番7 | 西小路四丁目355番15 | |
| 13806 | 桜新稲線3号支線 | 桜ヶ丘五丁目519番8 | 桜ヶ丘五丁目519番11 | |
| 13807 | 半町桜井北2号線 | 半町三丁目524番27 | 半町三丁目524番24 | |
| 13808 | 南瀬川6号線 | 瀬川四丁目834番3 | 瀬川四丁目839番 | |
| 23457 | 牧落ナギノ木17号線 | 牧落三丁目16番18 | 牧落三丁目16番21 | |
| 23458 | 箕面白島線支線 | 如意谷一丁目101番13 | 如意谷一丁目101番14 | |
| 33324 | 今宮西3号線 | 今宮二丁目94番17 | 今宮二丁目94番15 | |
| 33325 | 今宮西線支線1号線 | 西宿三丁目122番1 | 西宿三丁目122番16 | |
| 33326 | 今宮東線8号支線 | 今宮三丁目28番16 | 今宮三丁目28番19 | |
| 33327 | 西宿小野原南支線 | 今宮三丁目50番1 | 今宮三丁目50番5 | |
| 43535 | 小野原西7号線 | 小野原西一丁目1384番1 | 小野原西一丁目1385番 | |

| 路線番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 重要な経過地 |
|-------|-----------|---------------|----------------|--------|
| 43536 | 森ノ下中線2号線 | 小野原東二丁目1068番1 | 小野原東二丁目1068番7 | |
| 43537 | 彩都区画92号線 | 彩都栗生南六丁目286番2 | 彩都栗生南六丁目286番10 | |
| 43538 | 山の口7号線東支線 | 栗生間谷東五丁目376番4 | 栗生間谷東五丁目376番9 | |

2 廃止路線

| 路線番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 重要な経過地 |
|-------|----------|------------|------------|--------|
| 13760 | 桜井停車場2号線 | 桜井二丁目340番1 | 桜井二丁目442番4 | |

第二十号議案

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の

一部を改正する条例等改正の件

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の

一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「令和三年四月一日」を「令和三年五月一日」に改める。

(箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和三年四月一日」を「令和六年三月三十一日までの間において規則で定める日」に改める。

第三条 箕面市立駐車場条例の一部を改正する条例(平成三十年箕面市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和三年四月一日」を「令和三年五月一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市立箕面船場駐車場、箕面市立箕面船場第一駐輪場並びに(仮称)箕面市立かやの第一駐輪場、(仮称)箕面市立かやの第二駐輪場及び(仮称)箕面市立かやの第三駐輪場の設置を定める条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市教育センター条例改正の件

箕面市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市教育センター条例の一部を改正する条例

箕面市教育センター条例（平成四年箕面市条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「箕面市船場西三丁目八番二二号」を「箕面市西小路四丁目六番一号」に改める。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市教育センターが市役所別館に移転することに伴い、その位置等を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「及び保育」を「又は保育」に改め、同条第四項中「特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第一項第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 市長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- 二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第四十四条第五項中「前項」の下に「（第二号に該当する場合に限る。）」

を加え、同条第九項中「及び保育」を「又は保育」に改める。

第六十一条第四項中「家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第一項第三号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 市長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第六十一条第五項中「前項」の下に「（第二号に該当する場合に限る。）」を加える。

第九十二条第四号中「場合」の下に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例等改正の
件

箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例等の一部
を改正する条例

(箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例(平成二十九
年箕面市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和三年四月一日」を「令和三年五月一日」に改める。

(箕面市立図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市立図書館条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市
条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和三年四月一日」を「令和三年五月一日」に改める。

(箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例(平成二十
九年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項第三号中「令和三年四月一日」を「令和三年五月一日」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市立文化芸能劇場、箕面市立船場図書館及び箕面市立船場生涯学習センターの設置を定める条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十八の項」を「別表百二十七の項」に改め、同条第二項中「別表三十一の項」を「別表三十の項」に改め、同条第三項中「別表七十四の項から八十九の項まで」を「別表七十三の項から八十八の項まで」に改める。

別表二十の項中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第二十一条の三第一項、第三項若しくは第四項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付」を加え、同表二十二の項中「又は第十二条の三第一項」を「若しくは第十二条の三第一項」に、「又は住民票記載事項証明書」を「若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第十五条の四第一項、第三項若しくは第四項の規定に基づく除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付」に改め、同表中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とし、二十七の項から五十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十七の項中「五十九の項、六十一の項、六十二の項、六十四の項及び六十五の項」を「五十八の項、六十の項、六十一の項、六十三の項及び六十四の項」に改め、同項を同表五十六の項とし、同表中五十八の項を五

十七の項とし、五十九の項を五十八の項とし、同表六十の項中「六十五の項」を「六十四の項」に改め、同項を同表五十九の項とし、同表中六十一の項を六十の項とし、同表六十二の項中「六十五の項、七十の項及び七十一の項」を「六十四の項、六十九の項及び七十の項」に改め、同項を同表六十一の項とし、同表中六十三の項を六十二の項とし、六十四の項から八十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表八十一の項中「八十七の項」を「八十六の項」に改め、同項を同表八十の項とし、同表中八十二の項を八十一の項とし、八十三の項を八十二の項とし、八十四の項を八十三の項とし、同表八十五の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表八十四の項とし、同表八十六の項中「八十二の項」を「八十一の項」に、「八十四の項」を「八十三の項」に改め、同項を同表八十五の項とし、同表中八十七の項を八十六の項とし、八十八の項から百三十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表百三十二の項中「第三十八条の四第二十三項」を「第三十八条の四第二十四項」に改め、同項を同表百三十一の項とし、同表中百三十三の項を百三十二の項とし、同表百三十四の項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項を同表百三十三の項とし、同表中百三十五の項を百三十四の項とし、百三十六の項から百四十二の項までを一項ずつ繰り上げ、同表百四十三の項中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の三第一項第一号」に改め、同項を同表百四十二の項とし、同表中百四十四の項を百四十三の項とし、百四十五の項から百五十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表備考第三号中「二十九の項」を「二十八の項」に改め、同表備考第四号中「三十三の項から三十五の項まで」を「三十二の項から三十四の項まで」に改め、同表備考第五号中「四十八の項、百二十七の項、百三十八の項、百四十八の項及び百四十九の項」を「四十七の項、百二十六の項、

百三十七の項、百四十七の項及び百四十八の項」に改め、同表備考第六号中「七十四の項から八十九の項まで」を「七十三の項から八十八の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十八の項」を「百二十七の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の改正による住民票の除票の写し等の交付に関する規定の新設、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正による通知カードの廃止等に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

第十三条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

第十九条第一項第一号中「、山林所得金額並びに」を「、山林所得金額及び」、「第三百十四条の二第二項に掲げる金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号にお

いて同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第三号において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に改め、同項第二号及び第三号中「第三百十四条の二第二項に掲げる金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第二条の二中「(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)」を「(所得税法」に、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)」とあるのは「所得税法」を「百十万円」とあるのは「百二十五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十三条第一項、第十九条第一項及び附則第二條の二の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市まちづくり推進条例改正の件

箕面市まちづくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市まちづくり推進条例の一部を改正する条例

箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「第二条第十三号」を「第二条第十五号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十七号議案

箕面市立船場広場条例改正の件

箕面市立船場広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市立船場広場条例の一部を改正する条例

箕面市立船場広場条例（平成三十年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「この条例の規定に違反し」を「利用者がこの条例の規定に違反し」に改める。

附則第一項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年五月一日」に改める。

附則第六項のうち箕面市立かやの広場条例（平成十七年箕面市条例第三十七号）第十四条の改正規定中「中「利用の許可」を「利用許可」に改め、同条中「指定管理者は、」の下に「利用者が」を加え、」を「及び同条中」に、「同条に」を「同条第一号中「この条例の規定に違反し」を「利用者がこの条例の規定に違反し」に改め、同条に」に改め、同条例第十六条第一項の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市立船場広場の設置を定める条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第 28 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

氏 名 山 元 行 博

| 略 | | 歴 |
|---------|-----|---------------------------|
| 昭和 50 年 | 3 月 | 立命館大学経営学部卒業 |
| 同 50 年 | 9 月 | 寝屋川市立第七中学校教諭 |
| 同 53 年 | 4 月 | 寝屋川市立第九中学校教諭 |
| 平成 6 年 | 4 月 | 寝屋川市立第一中学校教諭 |
| 同 8 年 | 4 月 | 大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事 |
| 同 12 年 | 4 月 | 大阪府教育委員会事務局教育振興室主査・主任指導主事 |

| | | | |
|---|-----|----|---------------------------------|
| 同 | 13年 | 4月 | 豊中市教育委員会事務局学校教育部教職員課長 |
| 同 | 16年 | 4月 | 豊中市教育委員会事務局学校教育室長 |
| 同 | 18年 | 4月 | 豊中市教育委員会事務局教育次長（教育担当） |
| 同 | 18年 | 8月 | 豊中市教育委員会委員 |
| 同 | 18年 | 8月 | 豊中市教育委員会教育長 |
| 同 | 25年 | 4月 | 関西外国語大学短期大学部教授 |
| 同 | 25年 | 4月 | 箕面市教育委員会委員（現在に至る。） |
| 同 | 25年 | 4月 | 箕面市教育委員会委員長 |
| 同 | 29年 | 4月 | 箕面市教育委員会代表教育委員兼教育長職務代理者（現在に至る。） |

（提案理由）

山元行博氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。